

音更町 I C 工業団地貸付特約付分譲のご案内

(のちの購入を条件に、最長10年間無償で土地をお貸しします)

(対象とする土地)

- 音更町 I C 工業団地内公社保有地で、公社が承認した土地
(現区画の分割分譲不可)

(募集期間)

- 分譲用地が限度となるまで随時受け付けます。

(対象事業者)

- 都市計画法及び音更町特別工業地区建築条例で制限する業種を除き、全ての事業が対象となります。
- 土地を取得して立地する計画があること。
- 1年以内に操業を開始することが確実であること。(建設工事等の都合による場合を除きます。)
- 常時使用する新規雇用者(新規学卒者等の雇用予定者を含みます。)が5名以上あること。ただし、増設の場合は、雇用増数が3名以上とします。
- 国税及び地方税に滞納がないこと。
- 上記の要件を全て満たし、公社が承認した事業者

(特約付分譲の手続き)

- 貸付特約付分譲申請書により申し込んでいただきます。
- 金融機関の支援が保証される証明、登記簿謄本、印鑑証明、定款、事業計画書、事業収支計画書、前期の決算報告書、建物の図面等、納税証明書が必要です。
- 審査のうえ結果を通知します。

(土地の購入希望者との調整)

- 申込みのあった土地について審査中に購入申込があった場合は、購入が優先されます。

(契約)

- 契約は、貸付特約付土地売買契約書によります。
- 契約締結に要する費用は、買受人の負担とします。

(貸付の条件)

- 貸付は、民法第593条に定める使用貸借とします。
- 貸付期間は、最長で10年間とします。ただし、貸付期間内に分譲代金を完納したときは、所有権移転と同時に貸付期間は終了します。
- 貸付料は無償です。

(分譲の条件)

- 貸付期間中、分譲代金は変更しません。
- 貸付期間満了の翌日を売買期日として、土地を売り渡します。

(契約保証金)

- 契約保証金は、分譲代金の2割とします。ただし、施設等構造物の解体に見込まれる額に応じて増額することがあります。
- 契約保証金は、分譲代金を完納する際、分譲代金の一部に充当します。
- 契約が解除されたときは、契約保証金は公社に帰属します。ただし、土地を原状に回復したときは、契約保証金を返還します。
- 契約に基づいて生じた金銭債務に未払いがあるときは、売買代金又は契約保証金から未払債務額を差し引いて返還します。
- 預託期間中の契約保証金には利子は付しません。

(所有権の移転)

- 分譲代金の完納により所有権を移転します。
- 所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とします。

(違約金)

- 違約金は、分譲代金の3割とします。
- 違約金は、損害賠償の予定又はその一部としません。

(指定用途)

- 契約締結の日から10年間は、事業計画等に基づいて自ら使用していただきます。
- 事業計画等の履行状況を確認することがあります。

(処分等の制限)

- 貸付期間中は、土地を転貸し、若しくは使用貸借権を譲渡し、又は施設等の所有権を移転し、若しくは施設等に抵当権、賃借権その他の担保、使用若しくは収益を目的とする権利を設定できません。

(原状回復)

- 契約が解除されたときは、自らの負担で工場等の構築物を撤去し、土地を原状に回復して返還していただきます。ただし、やむを得ず原状回復できないときは、公社が契約保証金をもって原状回復いたします。

【お問合せ先】 音更町土地開発公社

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地
(音更町役場 商工観光課内)

TEL 0155-42-2111 (内線) 734

FAX 0155-42-2696

E-Mail kosya@town.otofuke.hokkaido.jp

URL <http://www.ic-otofuke.or.jp>